

クラブ規約 ※必ずお読みください

【第1条】<名称>

本クラブは「CSA プライマリークラス」(以下「本クラブ」と呼びます)と称します。

※登録チームではなく、スクール活動と捉えてください。

【第2条】<所在地>

本クラブは、神奈川県藤沢市片瀬海岸3-23-18-315を所在地とします。

【第3条】<目的>

本クラブは、終始一貫したサッカー指導を中心に社会教育の正しい理解と関心を深め、併せて心身ともに健全な発達を助成し、スポーツの振興を図ることを目的とします。

【第4条】<運営>

本クラブの運営管理は、Clube Shonan Areia(CSA)が行います。

【第5条】<入会手続き>

CSA ホームページから申し込み可能です。定められた利用開始月から入会するものとします。但し、本クラブが不適当と認めた場合は、入会をお断りすることがあります。身分証明(パスポート・免許証・外国人登録証明書等)の提示が必要です。※身分証明は必要に応じて。

【第6条】<月謝の支払い>

会員は本クラブが定める月会費を支払うものとします。

月謝の支払いは、口座振替もしくはクレジットカード決済により毎月27日に翌月分をお支払いいただけます。

【第7条】<休会手続き>

会員は本クラブの定める所定の手続きをへて休会することができます。

1. 休会期間中は、月会費の支払いを免除されます。但し、前月の15日までに書面による休会願を提出した場合とします。

2. 休会は月単位で行います。電話での受付はできません。

※骨折、大きな病気の場合は別途対応いたします

【第8条】<会費等の返金>

月会費の返金は練習への参加・不参加に関らず不可とし、届出の遅延等による返金もできません。

【第9条】<会費等の変更>

本クラブは、クラブの環境整備、社会経済事情等の変動により、会費等を変更する場合があります。※会費変更の場合は、事前説明をいたします。

【第10条】<開催時間・開催日>

開催時間・開催日等は別に定めます。

1. 基本的に月曜日午後の開催と致します。
2. 原則月2回練習を開催致します。
3. 振替(天候不良:開催側の判断)、(怪我体調不良による欠席:自己都合)は翌月までの消化になります。
4. 振替多数の場合、日曜日等での開催も検討致します。

※月毎に開催週が変動いたします、一ヶ月前を目安に開催スケジュールをアナウンスいたします。

【第11条】<変更事項>

(1)会員は住所・氏名・連絡先その他、入会手続きの際の記載事項に変更があった場合、その都度変更を書面にて提出してください。

(2)本クラブから会員への通知連絡は、届出のあった住所または連絡先宛に発送することにより、会員に届いたものとして取り扱わせていただきます。

【第12条】<退会>

退会希望は、退会希望月の5日までに書面にて提出してください。

未納金がある場合は、完納するまで退会できません。

電話での受付はできません。

【第13条】<臨時休業>

本クラブは下記の理由により臨時に休業、使用制限することがあります。

- ① 気象・災害・事故等により開業が不可能な時
- ② 法令の制度改廃または行政指導
- ③ 著しい社会情勢の変化
- ④ 学校長期期間休み、長期各種大会・特別行事・施設修繕改修など
- ⑤ その他やむをえぬ事由が発生した場合
- ⑥ 上記の場合、別途開催可能日程をお知らせして活動を行います。

【第14条】<施設利用の禁止>

次の場合は施設のご利用をご遠慮願います。

- ① 伝染病その他、他人に伝染または感染する疾病の有する方
- ② 飲酒等により正常な施設利用ができないと認められた方
- ③ 刺青のある方・暴力団関係者の方
- ④ 医師により運動を禁じられている方
- ⑤ その他本クラブで利用ができないと認められた方
- ⑥ 本クラブ内で担当コーチの指示に従わない方

【第15条】<会員が資格を失う場合>

次の場合は会員としての資格を失う場合があります。

- ① 本規則に違反した場合
- ② 本クラブの名誉の中傷・秩序に乱した場合
- ③ 年会費及び月会費の支払いを3ヶ月以上滞納した場合
- ④ 本クラブの運営を故意に妨害した場合
- ⑤ その他、本クラブが会員としての不適當を認めた場合
- ⑥ 他の会員への迷惑となる行為(宗教等の勧誘・商品の販売・プライバシーの侵害等)があった場合
- ⑦ 転居等で連絡が不能になった場合

【第16条】<自己責任>

会員は自己の責任と危険負担において当施設を利用させていただきます。

1. 本クラブは、会員が施設を利用する際に生じた障害、盗難等の事故については、一切責任を負いません。

※スポーツ安全保険協会に加入いたします、本活動(行き帰りを含む)の際生じた怪我に対応いたします。

※スポーツ保険料、800円年度更新。

2. 会員は、本クラブの利用に際し、自己の責に帰すべき事由により、本クラブまたは第三者に対して損害を与えた場合は賠償責任を負うものとします。

【第17条】<細則等>

本規約に定められていない事項およびクラブ運営上必要な時は、必要に応じ本クラブがこれを定めるものとします。

【第18条】<規約の改正>

本クラブが必要と認めた場合、本規約の改正を行うことができます。

尚、改正内容はすべての会員に適用されるものとします。

【第19条】<附則>

本規約は平成30年4月1日から施行致します。